

紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月1日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合条例第1号

紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する
条例

紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

（公平委員会の業務に関する報告）

第4条 管理者は、毎年6月末までに、和歌山県人事委員会から前年度における公平委員会の業務に関する状況の報告を受けるものとする。

（公平委員会の業務に関する報告事項）

第5条 管理者が前条の規定により和歌山県人事委員会から報告を受ける事項は、次の事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する審査請求の状況

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条及び第5条の規定にかかわらず、平成28年度分の公平委員会の業務に関する状況の報告については、なお従前の例による。